

埼玉県公共事業評価監視委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、埼玉県の公共事業評価及び社会資本総合整備計画評価を実施するのに当たり設置した埼玉県公共事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(運営方法)

第2条 委員会は、必要と認める場合、評価対象事業の説明を担当事業課に対して求めるものとする。

2 委員会は、必要と認める場合、外部の技術専門家等の意見を聴くことができるものとする。

3 県以外の事業主体が実施する事業と県が実施する事業とが密接に関連しており、一連の事業として共同で再評価を実施することが効率的な場合には、知事と他の事業主体の長が協議の上、運営方法を決定する。

(対象事業)

第3条 委員会は、県から提出された事前評価及び再評価を実施する全ての事業の対応方針案について意見を述べるものとする。

2 委員会は、県から提出された公共事業の事後評価及び社会資本総合整備計画評価の評価結果について報告を受け、参考意見を述べるものとする。

(議決)

第4条 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(非公開の決定)

第5条 委員会の会議は原則として公開とするが、会議の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(1) 埼玉県情報公開条例（平成12年12月26日条例第77号）第10条の各号に該当するとき

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められるとき

2 前項の規定により会議を公開しない場合には、会長又は委員の発議に基づき会議に諮り、出席委員の過半数の同意を得なければならない。

(会議の傍聴)

第6条 会議は、会長の許可を得たものが傍聴することができる。

- 2 会長は、会議の秩序を保持するため必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限することができる。
- 3 会長は、会議の秩序を保持するため必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、傍聴に関する要領を別に定める。

(その他)

第7条 この運営要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附則

この要領は、平成10年11月6日から施行する。

附則

この要領は、平成13年9月5日から施行する。

附則

この要領は、平成29年9月5日から施行する。

附則

この要領は、令和4年3月15日から施行する。